

国立大学法人東京農工大学における自家用車を運転して旅行する場合の車賃の支給等に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学役員及び職員が業務上、自家用自動車を運転して旅行する場合については、公用中・キャンパス移動中交通事故対応マニュアル(平成21年2月24日制定。以下「マニュアル」という。)の定めによるほか、その定めによる車賃の支給等に関し必要な事項について、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程第18条第1項第3号に基づき定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自家用自動車 <u>職員</u>若しくは <u>職員</u> と同居する親族が所有する自動車又は割賦販売法(昭和36年法律第159号)による割賦等で購入し、所有権が留保されている自動車のうち、<u>職員</u> が日常使用しているものでマニュアルに定める予防対策を満たしているものをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学役員及び職員 <u>(以下「役職員」という。)</u>が業務上、自家用自動車を運転して旅行する場合については、公用中・キャンパス移動中交通事故対応マニュアル(平成21年2月24日制定。以下「マニュアル」という。)の定めによるほか、その定めによる車賃の支給等に関し必要な事項について、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程 <u>(以下「規程」という。)</u>第18条第1項第3号に基づき定める。</p> <p><u>2 前項のほか、規程第18条第1項第3号に定める役職員以外の者を本学で受け入れた日本学術振興会特別研究員と規定し、当該特別研究員(以下「役職員以外の者」という。)</u>が自家用自動車を運転して旅行する場合の取扱いについて定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自家用自動車 <u>役職員又は役職員以外の者(以下「役職員等」</u>という。)<u>若しくは 役職員等</u> と同居する親族が所有する自動車又は割賦販売法(昭和36年法律第159号)による割賦等で購入し、所有権が留保されている自動車のうち、<u>役職員等</u> が日常使用しているものでマニュアルに定める予防対策を満たしているものをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>自家用自動車を運転して旅行する者として役職員以外に本学で受け入れた日本学術振興会特別研究員も適用するための改正</p>

<p>(自家用自動車を運転した場合の車賃)</p> <p>第3条 <u>役員又は職員</u> が、自家用自動車を運転して出張(住所又は居所から出張する場合を含む。)し、その行程が次の各号に該当する場合には車賃を運転者に支給する。</p> <p>(1) 主たる勤務地と目的地を往復した場合</p> <p>(2) 住所又は居所と目的地を往復した場合。ただし、主たる勤務地を経由した場合を除く。</p>	<p>(自家用自動車を運転した場合の車賃)</p> <p>第3条 <u>役職員等</u> が、自家用自動車を運転して出張(住所又は居所から出張する場合を含む。)し、その行程が次の各号に該当する場合には車賃を運転者に支給する。</p> <p>(1) 主たる勤務地と目的地を往復した場合</p> <p>(2) 住所又は居所と目的地を往復した場合。ただし、主たる勤務地を経由した場合を除く。</p>	
--	--	--

附 則 (令和4年4月1日細則第18号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。